

## 美術館ホームページ広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、山口県立美術館及び山口県立萩美術館・浦上記念館（以下「美術館」という。）ホームページへの広告掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

(定義)

第3条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告掲載の場所及び規格等)

第4条 広告を掲載する場所、規格、種類、数量及び位置は、次のとおりとする。

| 場 所                          | 規 格   | 種 類       | 数 量       | 位 置          |
|------------------------------|---|-----------|-----------|--------------|
| 山口県立美術館<br>ホームページ            | ①大きさ<br>縦50ピクセル<br>横170ピクセル<br>②形式<br>G I F（アニメーション不可）又は<br>J P E G<br>③データ容量<br>10キロバイト／枠以下<br>④画像のA L T属性テキスト<br>「広告：」で始め、「広告：」を<br>除き、全半角問わず30文字以内 | バナー広<br>告 | 別に定め<br>る | 県が指定<br>する位置 |
| 山口県立萩美術<br>館・浦上記念館<br>ホームページ | 同 上   | 同上        | 同上        | 同上           |

(広告の内容の基準)

第5条 掲載する広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容（以下「広告の内容」という。）の基準は、要綱第3条の規定に基づくものとする。

2 前項に定めるもののほか、広告が次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (3) 実際には機能しないもの
- (4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
- (5) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(募集)

第6条 県は、原則として、事務所又は事業所を県内に有する者を対象に広告主を公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 美術館ホームページに広告を掲載しようとする者は、美術館広告掲載申込書（様式1、以下「申込書」という。）に必要書類を添付の上、県が指定する日までに美術館へ提出しなければならない。

(広告料)

第8条 要綱第5条に規定する広告料の額は、募集の際に別に定める。

(広告主の決定及び通知)

第9条 県は、第7条の規定による申込みがあったときは、申込者の業種等について、美術館の指定管理者の意見を聴くものとする。

- 2 前項の規定により、特に支障がないときは、申込内容について審査の上、受付順に広告主として決定する。
- 3 前項の場合において、同日に申込者が2者以上あり、広告掲載の数量を超えるときは、くじにより広告主となる者を決定する。
- 4 県は、前2項の規定により広告主を決定したときは、その結果を速やかに申込者に通知しなければならない。
- 5 県は、第2項及び第3項の規定により決定した広告主が、次条に規定する契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

(契約の締結)

第10条 県は、前条第1項及び第2項の規定により決定した広告主と、広告掲載に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(広告原稿の作成)

第11条 広告原稿は、広告主が作成するものとする。

- 2 前項の規定による広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

(広告の内容の審査及び修正)

第12条 広告主は、美術館ホームページ広告掲載承認願（様式2）に広告原稿を添えて、

県の指定する日までに美術館へ提出し、掲載の可否について山口県広告審査会（以下「審査会」という。）の審査を受けるものとする。

- 2 県は、審査後、掲載の可否についての結果を広告主に対して文書で通知する。
- 3 審査会において、広告の内容が要綱及び基準に反すると判断したときは、広告主に対し、期日を定め、当該広告の内容の全部又は一部について修正、削除等を指示するものとする。なお、広告が掲載中であっても同様とする。
- 4 広告主は、正当な理由がある場合以外は、前項による修正、削除等に応じなければならない。

#### （広告の変更）

第13条 広告主は、契約の期間内において、広告の内容を原則として月単位で変更することができる。

- 2 前項の規定により変更する場合の手続きは、前条の規定に準じて行うものとする。

#### （広告料の納入）

第14条 広告主は、広告料を県が指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

#### （広告主の責務）

第15条 広告主は、広告主自ら及び広告の内容が要綱及び基準に反するものでないことを県に対して保証し、県からその証明を求められた場合には、速やかにこれに応じ証明するものとし、これを拒んではならない。

- 2 広告主は、広告主に関すること及び広告の内容につき、県から説明を求められた場合には、速やかにこれに応じ説明するものとし、これを拒んではならない。
- 3 広告主は、広告の内容その他の広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 4 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

#### （契約の解除）

第16条 県は、広告主が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

- (1) 広告掲載までに、広告主自ら又は広告の内容が要綱及び基準に反したとき。
- (2) 正当な理由なく第12条第1項に規定する広告原稿の提出を遅滞したとき。
- (3) 正当な理由なく第12条第3項に規定する修正、削除等に応じないとき。
- (4) 県が指定する納期限までに、契約に定める広告料の納入がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を継続することが適当でないときと県が判断したとき。

(広告料の還付)

第17条 徴収した広告料は、次項及び第3項の規定により還付する場合を除き、還付しない。

2 広告主が広告料を納付後、広告主の責めに帰すべき理由がなく、県が掲載すべき広告を掲載しなかった期間が1カ月当たり1日を超える時は、掲載しなかった日数に応じて、契約金額について日割り計算により算出した金額を還付するものとする。ただし、当該還付する金額については、利子を付さない。

3 前項に関わらず、次の各号に掲げる事由により県が美術館ホームページの運用を一時停止した場合は、還付は行わない。ただし、一時停止の期間が1カ月単位当たり3日を超える場合は、前項の規定に準じて還付するものとする。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- (3) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合
- (4) その他公益上やむを得ない場合

(協議)

第18条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(雑則)

第19条 この要領に定めるもののほか、取扱に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月28日から施行する。



(様式2)

美術館ホームページ広告掲載承認願

平成 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
申込者 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 (印)  
(担当者部署・氏名)  
(電話 局 番)

下記のとおり、美術館ホームページに広告を掲載したいので承認をお願いします。

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 業 種       |                            |
| 申 込 期 間   | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( ヶ月間) |
| ホームページURL |                            |
| 広告の概要     |                            |
| バナー画像     | 別添のとおり                     |
| ALTテキスト   |                            |
| 掲 載 施 設   | 山口県立美術館 / 山口県立萩美術館・浦上記念館   |

添付資料

リンク先ページの内容が分かるもの (出力ページ等)